



元資第 323 号  
令和 2 年(2020 年) 2 月 10 日

一般社団法人長野県資源循環保全協会長 様

長野県環境部長



廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について (通知)

平素から、廃棄物の適正処理に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、このことについては令和 2 年 2 月 4 日付け「廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」で通知したところですが、今般、令和 2 年 1 月 30 日付け環循適発第 20013010 号及び環循規発第 20013027 号で環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり通知がありました。

廃棄物処理事業は、国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、新型コロナウイルスが流行した場合においても、安全かつ安定的な廃棄物処理事業の継続が求められます。

つきましては、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成 21 年 3 月)で示されている廃棄物処理業者等が取るべき措置等の内容に準拠し、医療機関等から排出される廃棄物の適正処理が安全かつ安定的に行われるよう、貴協会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」は以下の環境省ホームページからご覧いただけます。

掲載ホームページ：<https://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/guideline.pdf>

長野県環境部資源循環推進課

課長：伊東 和徳

担当：廃棄物審査係 山崎 千晴

廃棄物政策係 牛山 健

電 話： 0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 6 4 (直通)

F A X： 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 5 9

Eメール：junkan@pref.nagano.lg.jp



元資第 320 号

令和 2 年 (2020 年) 2 月 4 日

長野県資源循環保全協会長 様

長野県環境部長



廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について (通知)

本県の廃棄物行政については、日ごろから格別の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて令和 2 年 1 月 22 日付け環循適発第 2001225 号及び環循規発第 2001223 号で環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり通知がありました。

新型コロナウイルスを始めとする感染性廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成 30 年 3 月)に基づき適正処理を図っていただいているところですが、貴団体に関連する医療機関等から排出される廃棄物の適正な処理の確保のため、当該マニュアル及び下記に基づいた感染性廃棄物の取扱いを貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、市町村等廃棄物行政担当部局、県関係部局及び関係団体へは別途通知しましたので、申し添えます。

記

- 1 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」は以下の環境省ホームページからご覧いただけます。

掲載ホームページ : <https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

- 2 新型コロナウイルス等の感染又は感染のおそれのある病原体で汚染された機器・器具・環境の消毒及び滅菌については、上記マニュアルの参考 8 に引用されている「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号厚生労働省健康局結核感染症課長)に基づき実施願います。

長野県環境部資源循環推進課

課長：伊東 和徳

担当：廃棄物審査係 山崎 千晴

廃棄物政策係 牛山 健

電話： 026-235-7187 (直通)

FAX： 026-235-7259

Eメール：junkan@pref.nagano.lg.jp